

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>八の三（略）</p> <p>(1) 法第十八条第十八項の規定による土地改良区役員の就任届及び変更届の受理</p> <p>(2) 法第十八条第十九項の規定による土地改良区役員の就任及び変更の公告</p> <p>(3) (77)（略）</p> <p>(78) 法第百二十五条の規定による県都市計画審議会等の意見聴取（9）、(44)及び(52)に規定する認可に係るものに限る。）</p> <p>(79)・(80)（略）</p> <p>三十三の三（略）</p> <p>(1) 条例第五条第一項の規定による土砂の搬出に係る計画の届出の受付（土砂の搬出元となる建設工事の区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(3)、(4)、(6)から(10)まで(11)及び(12)において同じ。）</p> <p>(2) 条例第六条第一項の規定による一時的に積した土砂の搬出に係る計画の届出の受付（一時的に積行為を行う土地の</p>	<p>市町</p> <p>（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>八の三（略）</p> <p>(1) 法第十八条第十七項の規定による土地改良区役員の就任届及び変更届の受理</p> <p>(2) 法第十八条第十八項の規定による土地改良区役員の就任及び変更の公告</p> <p>(3) (77)（略）</p> <p>(78) 法第百二十五条の二の規定による県都市計画審議会等の意見聴取（9）、(44)及び(52)に規定する認可に係るものに限る。）</p> <p>(79)・(80)（略）</p> <p>三十三の三（略）</p> <p>(1) 条例第八条第一項の規定による土砂の搬出に係る計画の届出の受付（土砂の搬出元となる建設工事の区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(3)、(4)、(6)から(10)まで(37)及び(38)において同じ。）</p> <p>(2) 条例第九条第一項の規定による一時的に積した土砂の搬出に係る計画の届出の受付（一時的に積行為を行う土地の</p>	<p>市町</p> <p>（略）</p>

区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(3)、(5)、(7)から(10)まで、(11)及び(12)において同じ。)

(3) 条例第七条第一項(同条第二項、条例第八条第二項及び条例第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による土砂の搬出に係る計画の変更の届出の受付

(4) 条例第八条第一項の規定による状況の変更による土砂の搬出に係る計画の届出の受付

(5) 条例第九条第一項の規定による状況の変更による一時的に積した土砂の搬出に係る計画の届出の受付

(6) 条例第十条の規定による建設工事の発注者に対する土砂の搬出に係る届出の内容の通知

(7) 条例第十一条第一項の規定による土砂の搬出計画等に関する勧告

(8) 条例第十一条第二項の規定による勧告に従わなかった者の氏名等の公表

(9) 条例第十一条第三項の規定による勧告に従わなかった者に対する意見を述べる機会への付与

(10) 条例第十二条の規定による土砂の搬出の完了又は廃止の届出の受付

区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(3)、(5)、(7)から(10)まで、(37)及び(38)において同じ。)

(3) 条例第十条第一項(同条第二項、条例第十一条第二項及び条例第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による土砂の搬出に係る計画の変更の届出の受付

(4) 条例第十一条第一項の規定による状況の変更による土砂の搬出に係る計画の届出の受付

(5) 条例第十二条第一項の規定による状況の変更による一時的に積した土砂の搬出に係る計画の届出の受付

(6) 条例第十三条の規定による建設工事の発注者に対する土砂の搬出に係る届出の内容の通知

(7) 条例第十四条第一項の規定による土砂の搬出計画等に関する勧告

(8) 条例第十四条第二項の規定による勧告に従わなかった者の氏名等の公表

(9) 条例第十四条第三項の規定による勧告に従わなかった者に対する意見を述べる機会への付与

(10) 条例第十五条の規定による土砂の搬出の完了又は廃止の届出の受付

(11) 条例第十六条本文の規定による土砂埋立行為の許可及び同条第八号の規定による法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為である旨の届出の受付(土砂埋立区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(12)から(27)まで及び(37)から(39)までにおいて同じ。)

(12) 条例第二十條第一項の規定による土砂埋立行為の変更の許可

(13) 条例第二十条第五項の規定による軽微な変更等の届出の受付

(14) 条例第二十一条の規定による土砂埋立行為の許可の条件の付加

(15) 条例第二十四条の規定による土砂埋立行為の着手の届出

ける事務に限る。

- 
- 
- 
- (16) 条例第二十六条の規定による許可事業者の定期的な報告の受付
- (17) 条例第二十七条第一項（条例第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付
- (18) 条例第二十七条第二項（条例第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による許可の内容等に適合しているかどうかの確認
- (19) 条例第二十七条第三項（条例第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による措置命令
- (20) 条例第二十九条第二項の規定による許可事業者の地位の承継の届出の受付
- (21) 条例第三十条第一項の規定による土砂埋立行為の譲受の許可
- (22) 条例第三十一条第一項及び第二項の規定による許可を受けずに土砂埋立行為を行った者等に対する停止命令又は措置命令
- (23) 条例第三十一条第三項の規定による許可を受けずに土砂埋立行為を行った者等の氏名等の公表
- (24) 条例第三十一条第四項の規定による許可を受けずに土砂埋立行為を行った者等に対する意見を述べる機会の付与
- (25) 条例第三十二条第一項の規定による土砂埋立行為の許可の取消し
- (26) 条例第三十二条第二項の規定による土砂埋立行為の変更の許可の取消し
- (27) 条例第三十二条第三項の規定による許可の取消しを受けた者に対する措置命令
- (28) 条例第三十三条第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定（一の市町の区域を超える指定を除く。（29において同じ。））
- (29) 条例第三十三条第二項の規定による土砂搬入禁止区域の再指定
- (30) 条例第三十三条第三項（条例第三十五条第二項において
- 
- 
-

<p>(11) 条例第十三条の規定による元請負人に対する報告の徴収</p> <p>(12) 条例第十四条第一項の規定による元請負人の事務所等への立入検査、関係人への質問又は土砂等の収去</p> <p>(13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>三十三の四 広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第一号。以下この号において「条例」という。） 附則第二項によりなお従前の例によることとされる条例による改正前の広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号。以下この号において「旧条例」という。） 第十六条の規定による許可を受けた土砂埋立行為で</p>		<p>呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（大崎上島町については、(16)から(28)までに掲げる事務に限る。</p>
<p>準用する場合を含む。）の規定による土砂搬入禁止区域に係る公示（一の市町の区域を超える指定に係るものを除く。）から(39)までにおいて同じ。</p> <p>(31) 条例第三十三条第五項の規定による土砂搬入禁止区域の指定のための土地への立入り等</p> <p>(32) 条例第三十三条第六項の規定による土砂搬入禁止区域を明示する措置</p> <p>(33) 条例第三十三条第八項の規定による土砂搬入禁止区域の指定を周知する措置</p> <p>(34) 条例第三十四条第二項の規定による土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者の氏名等の公表</p> <p>(35) 条例第三十四条第三項の規定による土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者に対する意見を述べる機会の付与</p> <p>(36) 条例第三十五条第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の解除</p> <p>(37) 条例第三十六条の規定による元請負人等に対する報告の徴収</p> <p>(38) 条例第三十七条第一項の規定による元請負人等の事務所等への立入検査、関係人への質問又は土砂等の収去</p> <p>(39) 条例第四十一条の規定による土地の所有者等に対する指導又は助言</p> <p>(40) (1)から(39)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>			

- あつて、宅地造成及び特定盛土）  
等規制法第十条第四項又は第二十六  
条第四項の規定に基づく公  
示がされた際現に当該許可に係  
る土砂埋立行為が完了されてい  
ないものに係る次に掲げる事務  
（1）旧条例第二十条第一項の規  
定による土砂埋立行為の変更  
の許可  
（2）旧条例第二十条第五項の規  
定による軽微な変更等の届出  
の受付  
（3）旧条例第二十一条の規定に  
よる土砂埋立行為の許可の条  
件の付加  
（4）旧条例第二十六条の規定に  
よる許可事業者の定期的な報  
告の受付  
（5）旧条例第二十七条第一項（  
旧条例第二十八条において準  
用する場合を含む。）の規定  
による届出の受付  
（6）旧条例第二十七条第二項（  
旧条例第二十八条において準  
用する場合を含む。）の規定  
による許可の内容等に適合し  
ているかどうかの確認  
（7）旧条例第二十七条第三項（  
旧条例第二十八条において準  
用する場合を含む。）の規定  
による措置命令  
（8）旧条例第二十九条第二項の  
規定による許可事業者の地位  
の承継の届出の受付  
（9）旧条例第三十条第一項の規  
定による土砂埋立行為の譲受  
の許可  
（10）旧条例第三十一条第二項の  
規定による許可の条件に違反  
して土砂埋立行為を行った者  
に対する停止命令又は措置命  
令  
（11）旧条例第三十一条第三項の  
規定による許可の条件に違反  
して土砂埋立行為を行った者  
の氏名等の公表  
（12）旧条例第三十一条第四項の  
規定による許可の条件に違反  
して土砂埋立行為を行った者  
に対する意見を述べる機会の  
付与  
（13）旧条例第三十二条第一項の  
規定による土砂埋立行為の許  
可の取消し  
（14）旧条例第三十二条第二項の  
規定による土砂埋立行為の変  
更の許可の取消し

- (15) 旧条例第三十二条第三項の規定による許可の取消しを受けた者に対する措置命令
- (16) 旧条例第三十三条第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定（一の市町の区域を超える指定を除く。(17)において同じ。)
- (17) 旧条例第三十三条第二項の規定による土砂搬入禁止区域の再指定
- (18) 旧条例第三十三条第三項（旧条例第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土砂搬入禁止区域に係る公示（一の市町の区域を超える指定に係るものを除く。(19)から(27)までにおいて同じ。)
- (19) 旧条例第三十三条第五項の規定による土砂搬入禁止区域の指定のための土地への立入り等
- (20) 旧条例第三十三条第六項の規定による土砂搬入禁止区域を明示する措置
- (21) 旧条例第三十三条第八項の規定による土砂搬入禁止区域の指定を周知する措置
- (22) 旧条例第三十四条第二項の規定による土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者の氏名等の公表
- (23) 旧条例第三十四条第三項の規定による土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者に対する意見を述べる機会の付与
- (24) 旧条例第三十五条第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の解除
- (25) 旧条例第三十六条の規定による元請負人等に対する報告の徴収
- (26) 旧条例第三十七条第一項の規定による元請負人等の事務所等への立入検査、関係人への質問又は土砂等の収去
- (27) 旧条例第四十一条の規定による土地の所有者等に対する指導又は助言
- (28) (1)から(27)までに掲げるもののほか、旧条例の施行に係る事務であつて別に規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。